

新規年金受給者に係る財政方式

収入(保険料)

積立金として保有

当年給付分

1年



=



- ・1年間の収入(保険料)
- ・積立金からの利子収入を次年度以降の給付に充当

1年間に裁定された新規年金受給者全員の将来給付総額

支出

次年度以降給付

経過年数